四　別表の十五の項に掲げる基準を満たすこと又は保険者の責めに帰することができない事由により当該基準を満たさない場合であって、別表の十四の項に掲げる基準を満たすこと。

五　（略）

別表

基準	点数
一　当該年度において、情報通信技術等を活用した事業を実施し、その効果の検証を実施すること。	六点
二　当該年度において、次に掲げる取組を実施していること。 イ　毎月の特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）の結果を記載した報告書を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に提出すること。 ロ　事業主に対して、当該事業主の健康診断に係る情報（四十歳未満の者の情報に限る。）の提供を求めること。 ハ　事業主と連携し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法による電子資格確認（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第十三項に規定する電子資格確認をいう。）に関する広報を実施すること。	五点
三　事業主から、当該事業主の健康診断に係る情報（四十歳未満の者の情報に限る。）の提供を受け、当該情報を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に提出していること。	七点
四　当該年度の前年度において、次に掲げる基準を満たすこと。 イ　特定健康診査の実施率（算定省令第四十条の二第二項に規定する特定健康診査の実施率をいう。以下同じ。）が次に掲げる保険者の種類に応じ、それぞれに掲げる率（以下「特定健康診査実施率基準値」という。）以上であること。 (1)　健康保険組合（健康保険法第十一条第一項の規定により設立されたものに限る。以下「単一型健康保険組合」という。）及び共済組合　百分の八十一 (2)　健康保険組合（健康保険法第十一条第二項の規定により設立されたものに限る。以下「総合型健康保険組合」という。）、日本私立学校振興・共済事業団及び算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合　百分の七十六・五 ロ　特定保健指導（法第十八条第一項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）の実施率（算定省令第四十条の二第	次の各号に掲げる率を合計して得た率に二・五を乗じて得た点数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数とする。）と五点を合算した点数 一　当該年度の前年度における特定健康診査の実施率から特定健康診査実施率基準値を控除して得た率を一から特定健康診査実施率基準値を控除して得た率で除して得た率

四　別表の十四の項に掲げる基準を満たすこと又は保険者の責めに帰することができない事由により当該基準を満たさない場合であって、別表の十三の項に掲げる基準を満たすこと。

五　（略）

別表

基準	点数
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
一　当該年度の前年度において、次に掲げる基準を満たすこと。 イ　特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）の実施率（算定省令第四十条の二第二項に規定する特定健康診査の実施率をいう。以下同じ。）が次に掲げる保険者の種類に応じ、それぞれに掲げる率（以下「特定健康診査実施率基準値」という。）以上であること。 (1)　健康保険組合（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十一条第一項の規定により設立されたものに限る。以下「単一型健康保険組合」という。）及び共済組合　百分の八十一 (2)　健康保険組合（健康保険法第十一条第二項の規定により設立されたものに限る。以下「総合型健康保険組合」という。）、日本私立学校振興・共済事業団及び算定政令	次の各号に掲げる率を合計して得た率に二十を乗じて得た点数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数とする。）と十点を合算した点数 一　当該年度の前年度における特定健康診査の実施率から特定健康診査実施率基準値を控除して得た率を一から特定健康診査実施率基準値を控除して得た率で除して得た率